住宅性能証明書　　　発行業務約款

申請者（以下「甲」という）及び一般社団法人　日本住宅性能評価機構（以下「乙」という）は、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に

関する関係法令等を遵守し、この約款及び「住宅性能証明書　発行業務要領」（以下、

「業務要領」という）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）

を履行する。

第１条（甲の責務）

　　甲は、申請する住宅の情報を住宅性能証明書審査申請書（以下「申請書」という）　　に明記しなければならない。

２　甲は、「業務要領」に従い申請書並びに必要な図書を乙に提出しなければならない。

３　甲は、乙から提出された書類のみでは基準適合審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の業務の遂行に必要な範囲内において引受承諾書に定められた業務の対象住宅の計画その他必要な情報の追加書類を双方合意の上、定めた期日までに遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。

４　甲は、「業務要領」に基づき算定され引受承諾書に定められた額の手数料を、第４

　　条に規定する支払期日までに支払わなければならない。

５　甲は、乙の基準適合審査において、対象住宅の計画に関し乙がなした基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日までに速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

第２条（乙の責務）

　　乙は、関係法令等による他「業務要領」に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正

　　に、業務を行わなければならない。

２　乙は、引受承諾書に定められた業務を第３条に規定する業務期日までに行わなけれ

　　ばならない。

３　乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに

　　応じなければならない。

第３条（業務期日）

　　乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。

２　乙は、甲が第１条及び第６条第１項に定める責務を怠った時、その他不可抗力によ

　　り業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明

　　示の上、業務期日の延期を請求することができる。

３　甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙が

　　その理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる

４　第２項及び第３項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要

　　事項については甲・乙協議して定める。

第４条（料金の支払期日）

　　甲の支払期日は、前条第１項に定める業務期日とする。

２　甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

３　甲が、第１項の支払期日までに支払わない場合には、乙は証明書を発行しない。こ

　　の場合において、乙が当該証明書を発行しないことによって甲に生じた損害につい

　　ては、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第５条（料金の支払方法）

　　甲は、「業務要領」に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行

　　口座に振込、または事務所にて現金で支払うものとする。

第６条（証明書発行前の変更申請）

　　甲は、証明書の発行前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、

　　速やかに乙に通知するとともに、双方合意の上定めた期日までに変更部分の基準

　　適合審査関係図書を乙に提出しなければならない。

２　乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の審査の

　　申請を取り下げ、別件として改めて乙に審査を申請しなければならない。

３　前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第２項の契約解除があった

　　ものとする。

第７条（甲の解除権）

　　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面により通知してこの契約

　　を解除することができる。

1. 乙が、正当な理由なく審査業務を第３条第１項に定める業務期日までに

完了せず、又その見込みのない場合

1. 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお、是正されないとき

２　前項に規定する場合の他、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面を

　　もって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

３　第１項の契約解除の場合、甲は料金が既に支払われているときは、これの返還を

　　乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって生じた損害について

　　その賠償の責めに任じないものとする。

４　第１項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その

　　賠償を乙に請求することができる。

５　第２項の契約解除（申請の取り下げ）のうち、乙は料金が既に支払われているとき

　　は、これを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときは、これの

　　支払を甲に請求することができる。

６　第２項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その

　　賠償を甲に請求することができる。

第８条（乙の解除権）

　　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約

　　を解除することができる。

1. 甲が、正当な理由なく、第４条第１項に定める支払期日までに支払わない場合
2. 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
3. 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を交付することができないとき

２　前項の契約解除のうち、乙は料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、

　　また、当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することが

　　できる。また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責

　　めに任じないものとする。

３　第１項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その

　　賠償を甲に請求することができる。

第９条（乙の免責）

　　乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅が関係法令等に適合するこ

　　とを保証しない。

２　乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証

　　しない。

３　乙は、甲が提出した審査申請関係図書に虚偽があること、その他の事由により適切

　　な審査業務を行うことができなかった場合は、当該審査業務の結果に責任を負わな

　　いものとする。

第１０条（国土交通省等への報告）

　　乙は、国土交通省等から業務に関する報告を求められた場合には、適合審査の内容

　　判断根拠その他情報について、報告等をすることができるものとする。

第１１条（秘密保持）

　　乙は、この契約に定める業務に関して知り得た情報を漏らし、又は自己の利益の

　　ために使用してはならない。

２　前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

　　（１）既に公知の情報である場合

　　（２）甲が秘密情報でない旨書面で確認した場合

第１２条（別途協議）

　　この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項について

　　は、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

　　平成２５年８月３０日　制定